



10月16日～11月14日

2019年10月 No.171

ポルトガル語版

広報いわた 10月号 (日本語訳)

総住民数 169,873人
ブラジル人 4,678人
2019年8月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

第39回磐田ふれあい作品展開催

と き：12月4日(水)～12月12日(木)

火～金曜日…午前9時～午後6時

土・日曜日 午前9時～午後5時

月曜日…休館日

ところ：磐田市立中央図書館 1階 展示室

内 容：障害者週間に合わせて、市内在住
または在勤で障がいのある方が制
作した絵画や書道、工芸、手芸、
写真等の作品展を開催します。

《作品募集》

募集作品：絵画、書道、工芸、手芸、写真など
(1人2点まで)

対 象：市内在住または在勤で心身に障がいのある方

申 込 み：10月31日(木)までに、電話かファック
スで氏名・住所・電話番号・応募作品を福祉
課障害福祉グループへお伝えください。

問い合わせ先：福祉課 (iプラザ) Tel: 0538-37-4919 Fax: 0538-36-1635

中学生スタートアップ応援事業

今年度で2年目となる本事業は、子どもから大人へのステージに進む子どもたちが、新たな気持ちで生活を送ることができるよう、オール磐田で応援する事業です。

親世代が安心して子育てでき、子どもたちが健全に成長できる環境づくりのため、磐田市は「しっぺいこども福祉基金」を創設し、広く市内外の個人団体から応援の気持ちを募ってきました。中学生スタートアップ応援事業にはこの基金の一部が活用されます。

- ▶ 対 象：市内在住で、令和2年度に中学校に入学を予定する児童(現小学6年生)
- ▶ 支給額：児童一人につき、3万円分の商品券を支給
- ▶ 支給方法：11月上旬頃から対象者宛てに申請書を郵送します。12月1日(日)から「ひと・ほんの庭にこっと」で、申請書と商品券を引き換えます。引き換えまで大切に保管してください。
※商品券の使用期限は令和2年4月30日(木)まで。
※額面を下回った利用の際、おつりはありません。
- ▶ 商品券の使用対象：中学校入学時の学校指定の制服・体育衣料の購入
- ▶ 商品券の利用可能店舗：商品券取扱店として登録した市内の制服・体育衣料店

問い合わせ先：ひと・ほんの庭 にこっと Tel: 0538-36-1711 Fax: 0538-36-1713

令和2年度就学援助のお知らせ

小・中学校に就学するお子さんが学校生活を円滑に送れるよう、給食費の支払い、学用品の購入などでお困りの世帯を対象に、その費用の一部を援助します。

- ▶ 対 象：児童扶養手当を受給している世帯、市民税の非課税・減免を受けている世帯、そのほか生活保護に準ずる程度に経済的に困っている世帯など(詳しくは、各学校または教育総務課へお問い合わせください)
- ▶ 補助内容：学用品費、学校給食費など
- ▶ 申 込：各学校にある申請書に必要事項を記入の上、学校へ提出してください。
※継続希望の方も、学校指定期日までに申請書を提出。

問い合わせ先：各学校又は教育総務課 Tel: 0538-37-4821 Fax: 0538-36-1517

市税等納期限

・国民健康保険税(5期)

12月2日(月)

成人予防接種の費用助成のご案内

インフルエンザ予防接種

- ▶対象者：接種日当日、磐田市に住民登録のある方で、
 - ①接種日当日に65歳以上の方
 - ②接種日当日に60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(疾患が身体障害1級相当の方)
- ※②の場合、主治医以外で接種する場合は、主治医の診断書が必要です
- ▶接種回数：1回
- ▶実施期間：令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで
- ▶実施方法：協力医療機関にて予診票(問診表)を記入の上、予防接種を受けてください。
- ▶持ち物：健康保険証または後期高齢者医療被保険証(所持者のみ)
- ▶自己負担額：1,600円
 - ※生活保護世帯の方は無料になりますので、接種前に必ず健康増進課へ連絡下さい
- ▶その他：
 - ・予診票(問診票)は協力医療機関にあります
 - ・予約が必要な医療機関もありますので、事前にご確認ください
 - ・協力医療機関は、市ホームページをご覧ください

肺炎球菌予防接種

対象年齢の方に、2019年3月に案内を郵送しています。予防接種を希望される方は、接種期限の令和2年3月31日までに実施してください。対象年齢や協力医療機関は、市ホームページをご覧ください。なお、年度途中で転入された方(初めて成人用肺炎球菌ワクチンを接種する方のみ)は、予診票を発行しますので、健康増進課へご連絡ください。

風しん予防接種

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、今年度から3年間に限り抗体検査と予防接種が無料で受けられます。このうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性には、7月にクーポン券を郵送しています。

また、昭和47年4月1日より前に生まれた男性には、来年度以降クーポン券を郵送いたしますが、今年度受けたい方にはクーポン券を発行しますので健康増進課へご連絡ください。

問い合わせ先：健康増進課 Tel：0538-37-2011 Fax：0538-35-4586

富岡地区の小学校通学区域の変更

- 対象：富岡地区在住の幼児・小学生の保護者
 - ※対象地区 上気賀(住所が富里)、匂坂下(住所が東名)、気賀東地区
- 内容：富岡地区のお子さんが通学する小学校は、令和2年度までは豊田東小学校、ながふじ学園一校開校の令和3年度以降は豊田北部小学校となります。
- 申込：対象となる世帯には、教育委員会より9月末に案内が配布されていますので、通学区域以外の学校への通学を希望する場合は、案内に従って手続きをしてください。

問い合わせ先：学校教育課 Tel：0538-37-2760 Fax：0538-36-3205

日本赤十字社会費へのご協力ありがとうございました

お寄せいただいた日赤会費は、災害救護活動や赤十字ボランティア、血液事業、国際救援活動などの赤十字活動に活用させていただきます。

寄付金額：日赤会費 17,826,719円(8月31日現在)

問い合わせ先：福祉課(iプラザ) Tel：0538-37-4814 Fax：0538-36-1635

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。登録手順は、こちらをご覧ください <https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/1005523.html>

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel：0538-37-4811 / Fax：0538-32-2353



令和2年度市費負担教員「ふるさと先生」を募集

採用職種	採用人員	必要免許状
① 小学校教員	10人程度	小学校教諭普通免許状
② 中学校教員	10人程度	下記教科の中学校教諭普通免許状 国語、社会、数学、理科、音楽 美術、保健体育、技術、家庭、英語
小・中学校 共通教員	①②に含む	①の免許状及び②の免許状

▶ 試験日：令和元年12月7日（土）、8日（日）

▶ 申 込：令和元年11月15日（金）まで（当日消印有効）に、学校教育課（西庁舎3階）にある採用選考試験志願書（磐田市教育委員会ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送で学校教育課（〒438-8650 磐田市国府台3番地1）へ

▶ 勤務開始日：令和2年4月1日（水）

問い合わせ先：学校教育課 Tel：0538-37-2760 Fax：0538-36-3205

磐田市立総合病院 停電のお知らせ

と き：11月3日（日）午前8時00分～午後6時00分※悪天候の場合は延期します

と ころ：磐田市立総合病院

内 容：市立総合病院では、法律に基づく電気設備の点検を行います。点検中は一部の照明が消えていたり、レントゲン撮影ができないため、救急業務にも影響が出てきますのでご了承ください。救急患者様や入院患者様への対応は、磐田消防本部や近隣の医療機関および磐田市医師会の協力のもと万全を期しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：病院総務課 Tel：0538-38-5000 Fax：0538-38-5050

ストップ児童虐待 こどもの心と命を守ろう

毎年11月は児童虐待防止推進月間です。市では児童虐待のない社会を目指し啓発活動を行っています。**児童虐待とは？**

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為です。「しつけのつもり」であっても子どもの健やかな成長に有害であれば虐待です。児童虐待は主に次の4種類に分けられます。

【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより拘束するなど

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病院に連れて行かないなど

【性的虐待】

子どもへのわいせつな行為、性関係を強要する、性器を触るまたは触らせるなど

【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、きょうだいに虐待行為を行うなど

「児童虐待かな？」と思ったら相談を！

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、下記に連絡してください。相談者の秘密は法律で守られますので安心してご相談ください。

相談機関

いちはやく

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（365日、24時間対応）※日本語対応のみ

こども未来課 こども・若者相談センター ☎0538-37-2018（月～金曜日8:30～17:15）（祝日除く）

こども相談ダイヤル ☎0538-35-4317（月～金曜日8:30～17:00）（祝日除く）

問い合わせ先：こども未来課 こども・若者相談センター（iプラザ3階）

Tel：0538-37-2018 Fax：0538-37-2812

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？ ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは？

DVは、配偶者や恋人から振られる暴力のことです。性別にかかわらず被害者になりますが、多くの場合、その被害者は女性です。

DVは、人権を著しく侵害する重大な問題です。相談件数や調査結果などから、多くの人が被害を受けていることが分かります。「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起きます。

【身体的暴力】

平手で打つ、足で蹴る、げんこつで殴る、刃物を突き付ける、髪を引っ張る、首を絞める、物を投げ付けるなど

【精神的暴力】

大声で怒鳴る、実家や友人と付き合うのを制限する、電話や手紙を細かくチェックする、無視する、人の前でばかにする、大切にしているものを壊したり捨てたりする、生活費を渡さない、働かせないなど

【性的暴力】

見たくないのにポルノビデオや雑誌をみせる、性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど

あなたの身近な所でDVが起っていたら・・・

- ① 疑わずに話を聴いてあげてください
- ② 「あなたが悪いのではない」と声を掛けてあげてください
- ③ 次の相談窓口を紹介してあげてください

名称	住所	電話番号	相談時間（祝日除く）
磐田市女性相談ダイヤル	国府台 57-7 (i プラザ 3 階)	0538-37-4844	月～金曜日 8 時 30 分～17 時
県西部健康福祉センター	見付 3599-4	0538-33-9217	月～金曜日 9 時～17 時
磐田警察署生活安全課	一言 2533-4	0538-37-0110	月～金曜日 8 時 30 分～17 時

問い合わせ先：こども未来課 こども・若者相談センター

Tel：0538-37-2018 Fax：0538-37-2812

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

▶ところ：磐田市急患センター（上大之郷 51）Tel：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00～12:00 ・ 14:00～17:00	19:30～22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

11月の休日救急歯科診

▶診療時間/9:00～12:00

3 (日・祝)	すずき歯科医院		袋井市高尾 1780	0538-42-8400
10 (日)	山口歯科医院		磐田市草崎 845	0538-37-0114
17 (日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科		磐田市大久保 512-3	0538-38-5000

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。
確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 Tel：0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：鈴木 東洋

▶と き：11月24日（日）10:00～12:00

▶ところ：磐田市立総合病院（大久保 512-3）Tel：0538-38-5000



発行：磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援グループ Tel：0538-37-4811

広報広聴・シティプロモーション課 Tel：0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台 3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/index.html>）

広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp